

# 潮来第一中学校部活動に係る活動方針

令和6年4月1日改定

潮来市立潮来第一中学校

## 1 策定の趣旨

「潮来第一中学校部活動に係る活動方針」(以下「活動方針」)は、本校における部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施することを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
  - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
  - ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 部活動は、教育課程に含まれないものの、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は学校教育の一環として適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、部活動を強制したりすることがないように、留意する。
- 学校全体として、部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

## 2 活動方針

### (1) 学校教育としての部活動

- ① 部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- ② 部活動は、全職員共通理解の下、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
- ③ PTA総会やHP等を利用して、活動方針について広く発信し、理解を求める。

### (2) 適切な運営のための体制整備

- ① 活動方針等の公表
  - ア 校長は、「活動方針」及び「活動計画」、「実績報告」ホームページに公表する。
- ② 部活動の指導・運営に係る体制の構築
  - ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営ができるよう、部活動の数の調整を図る。
  - イ 部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動運営委員会」を設置し、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医等も加え練習内容や時間(量)、学校・保護者・地域間の連携方策について、十分な理解と協力を得る。
  - ウ 校長は、各部の年間・毎月の活動計画、及び活動実績の確認等により、状況の把握に努める。

エ 校長は、学校自己評価及び保護者のアンケートの項目に、「部活動」に関する内容を追加し、評価を基にした業務改善に努める。

オ 校長は、市教育委員会と連携を図り、必要に応じて部活動指導員や外部指導者の任用に努める。

### ③ 合同部活動・拠点校部活動等の促進

ア 校長は、休日地域移行を視野に入れながら、休日部活動の合同部活動や拠点校部活動等、市内学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。

イ 令和6年度は、月1回以上、市内中学校による合同又は拠点校での部活動を行う。

ウ 拠点校による部活動の指導は、各校顧問が指導を当番制にして担当する等により、指導に当たる時間の削減を図る。

エ 校長は、各顧問による合同部活動・拠点校部活動等の実施計画・実績(日時・場所・活動内容等)を把握し、月間活動計画・活動実績に含めて公表する。

### ④ 費用負担・部活動の位置付けの見直し

ア 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。

イ 校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。

ウ 校長は、PTA・後援会等から部活動に係る費用の充当について、全保護者に対し、PTA・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得る。

## (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### ① 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(R4.12)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「RPDCAサイクル」を着実に実施する。

オ 部顧問は、部活動説明会や文書等をとおして、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

### ② 部活動用指導手引の活用

部顧問は、茨城県中学校体育連盟や茨城県吹奏楽連盟等が各専門部に配付する中央競技

団体又は文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引きを活用して(3)①に基づく指導を行う。

### ③ 熱中症事故の防止

ア 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等、柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として屋内外の活動を行わない。

イ 校長は、高温や多湿時において、主催する大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

### ④ 感染症への対応

校長は、生徒にインフルエンザ等の感染症が発生した場合、部内での流行の防止に努め、インフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準に準じて、活動の制限、中止等の措置をとる。

## (4) 適切な休養日等の設定

- ① 学期中は週当たり**3日以上**の休養日を設ける。(原則として土・日のどちらかと月曜日と**木曜日**を休養日とする。土・日のどちらも週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日で確保し、「学校行事申請等の実施方法(5)その他の参考事項」に記す。また、土日を含む3連休以上の際は、その期間内で1日以上**の休養日**を設ける。)

※ ただし、**県東地区大会、県東地区新人戦、県東地区吹奏楽コンクール、県東地区アンサンブルコンテスト前1ヶ月は、木曜日も活動日**する。また、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- ② 1日の活動時間は、平日2時間を上限、休業日は3時間を上限とする(練習試合や大会等の当日を除く)。また、祝日が含まれる週、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

平日の完全下校時刻は、下記のとおりとする。※変更の可能性あり

4月	17:50	7月	17:50	10月	17:30	1月	17:00
5月	17:50	8月	16:30	11月	17:00	2月	17:30
6月	17:50	9月	17:50	12月	16:30	3月	17:50

※ 10月は、県東地区新人体育大会までは17:50とする。県大会に出場する部に関しては、保護者送迎の条件で17:50まで活動可とする。

※ 3月は、卒業式前日までは17:30とし、以降17:50とする。

- ③ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④ 授業日の朝の活動は、通年で実施しないこととする。(陸上と駅伝については、大会終了までの朝の練習を可とする。練習の開始日については、陸上は連休明けの5月7日、駅伝については夏期休業開始日とする。)また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振り替える必要があるケースとする(例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である)。
- ⑤ 校長は、「活動方針」の策定にあたっては、市の策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- ⑥ 定期試験等の実施2日前から試験終了までを休養日として設定する。
- ⑦ 学校休校日となる下記の日または期間を、休養日または休養期間とする。  
(令和6年度)
  - ・ 8月13日(月)～8月15日(木)
  - ・ 12月27日(金)～1月3日(金)

## (5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### ① 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

イ 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

### ② 地域との連携

ア 校長は、市教育委員会と連携して生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、休日の部活動の地域移行に向けた検討を進める。

イ 校長は、市町村教育委員会及び県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、職員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。

ウ 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

## (6) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県中学校体育連盟や茨城県吹奏楽連盟等の県内の部活動に関わる組織並びに市教育委員会が定める大会等数の上限の目安等を踏まえ、生徒や部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。参加する大会数の上限については、年間12回程度とする。

## (7) 事故への対応

- ① 校長及び部顧問は、事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。(練習、校外での試合・大会等)
- ② 自然災害への対応  
学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。
- ③ 部活動中の生徒の事故・傷病については、自校で対応する。また、部顧問及び外部指導者の事故・傷病への対応については、校長が行う。部活動指導員については、校長及び市教育委員会が行う。
- ④ 保険について  
部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、傷害等）については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。また、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人または部活動単位で責任保険等に参加することを推奨する。

## (8) 宿泊を伴う遠征について

部活動単位で宿泊を伴う遠征については、校長の許可と保護者の十分な理解を得た上で実施できることとする。なお、校長は市教育員会に実施について報告する。

## (9) その他

- ① 活動方針は、国や県、市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。
- ② 令和5年度も「潮来市学校再開ガイドライン」に則り、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動していく。